

# 高齢者の暮らしを みんなで支える介護保険

介護保険は、介護が必要になった高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援するための制度です。

## 介護保険料の 決まり方と納め方

保険料は40歳以上の方が納めることとなります。

また、40歳～64歳の方(第2号被保険者)と65歳以上の方(第1号被保険者)とは、保険料の額も納める方法も違います。

**【40歳～64歳の方の保険料】**  
40歳～64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります(下表参照)。

医療保険の区分	保険料の決まり方	保険料の納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や所得などによって決まります。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から天引きされます。 ※40歳～64歳の被扶養者(主婦など)は個別に保険料を納める必要はありません。

### 第五期介護保険事業計画期間の保険料(平成24～26年度)

所得段階	対象者	保険料割合	保険料額
第一段階	・生活保護被保護者 ・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	年額27,600円 月額 2,300円
第二段階	・市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.50	年額27,600円 月額 2,300円
第三段階	・市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	基準額×0.75 ×11/12	年額37,950円 月額 3,163円
第四段階	・市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	基準額×0.75	年額41,400円 月額 3,450円
第五段階	・市民税課税世帯のうち本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×11/12	年額50,600円 月額 4,217円
第六段階	・市民税課税世帯のうち本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額	年額55,200円 月額 4,600円
第七段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円未満	基準額×1.25	年額69,000円 月額 5,750円
第八段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上	基準額×1.50	年額82,800円 月額 6,900円

## 【65歳以上の方の保険料】 保険料の決まり方

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、3年に一度見直しを行うことになっており、3年間の介護保険サービスなどにかかる費用から算出された「基準額」を中心に、市民税の課税状況や所得、年金収入に応じて8段階に分かれています。

※老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金

※合計所得金額…「所得」とは、実際の収入から必要経費の相当額を差し引いた金額

※課税年金…老齢福祉年金、障害年金、遺族年金を除く公的年金

**保険料の納め方**

**特別徴収**

老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が「年額18万円以上」の方は、年金の定期支払いの際にあらかじめ天引きになります。

仮徴収	4月（1期）	前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料を差し引きます。
	6月（2期）	
	8月（3期）	
本徴収	10月（4期）	確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引き、3回に分けて天引きします。
	12月（5期）	
	2月（6期）	

ただし、所得申告のやり直しなどで、年度途中で保険料が増額になった場合や65歳（第1号被保険者）になった場合などは、一時的に市からお送りする納付書により、取扱金融機関等で納めていただきます。

**普通徴収**

老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が「年額18万円未満」の方は、市からお送りする納付書により、取扱金融機関等で納めます。

**口座振替が便利です**

外出が難しく、納付書で納めることができない方には、口座振替が便利です。

**手続方法**

介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）をご用意のうえ、市内金融機関、収納課（市役所1階）または各支所地域振興課でお申し込みください。

※口座振替の開始は、通常、申込日の翌月からになります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないことがあります。

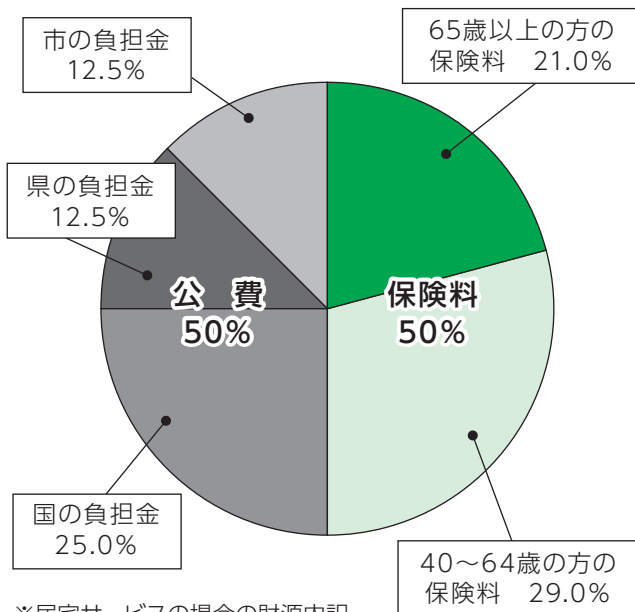
**保険料を滞納すると...**

介護保険のサービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要になったときに、誰もが安心して介護保険サービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。

特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ず納めてください。

1年以上滞納した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービス利用時の支払い方法の変更</li> </ul> <p>介護保険サービスを利用した時、一度利用料の全額を自己負担しなければなりません。保険給付分（費用の9割）は、申請により後で払い戻されます。</p>
1年6カ月以上滞納した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険給付の一時差し止め</li> <li>差し止め額から滞納保険料を控除</li> </ul> <p>払い戻されるはずの保険給付分（費用の9割）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置が取られます。滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合があります。</p>
2年以上滞納した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者負担の引き上げ</li> <li>高額介護サービス費等の支給停止</li> </ul> <p>介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担額が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。</p>

**40歳以上の皆さんが納める介護保険料と公費(税金)を財源にして運営しています**



介護保険は助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。介護保険料は介護が必要な方を支える大切な財源になっています。介護保険サービスを利用していないという理由でお返しすることはありませんのでご理解ください。

◎問い合わせ:

高齢福祉課介護保険係  
☎(55)5115